

## 赤穂市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（訓令乙）

### （目的）

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽の設置に係る事業に対し補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽であつて、同法第4条第1項に規定する構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD  $20 \text{ mg/l}$ （日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

ただし、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものであること。

（2）専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

（3）集合処理区域 赤穂市生活排水処理計画で公共下水道、特定環境保全公共下水道又は農業集落排水処理施設を整備することとされている地域をいう。

### （対象区域）

第3条 この要綱の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、集合処理区域以外の区域とする。

2 前項の規定にかかわらず、集合処理区域内にあつても、既存マンホールからの下水道整備費用が650万円を超える区域は、対象区域とする。

3 その他、市長が必要があると認める場合は、前2項の区域外にあつても対象とすることができる。

### （補助金の交付対象者）

第4条 市長は、対象区域内において、個人が所有する専用住宅又はその他の施設で市長が適当と認めた施設に合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

（1）浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。

（2）専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾を得られない者。

### （補助金の額）

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用のうち、別表の左欄に掲

げる人槽区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ合併処理浄化槽補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過し、その設置が可能となった浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の付近見取図
- (3) 専用住宅の平面図及び合併処理浄化槽の配置図
- (4) 補助事業の見積書
- (5) 専用住宅を借りているものは、賃貸人の承諾書
- (6) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者にたいしては合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認することを決定した者に対しては合併処理浄化槽設置整備事業変更承認通知書（様式第5号）により、承認しないことを決定した者に対しては合併処理浄化槽設置整備事業変更不承認通知書（様式第6号）により、それぞれ通知する。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、直ちに合併処理浄化槽設置整備事業工期内未完了予定報告書（様式第7号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業完了後1ヶ月を経過した日又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法第7条に規定する検査の依頼書の写し
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 補助事業の工事写真
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(補助金交付額の決定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出が合ったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第10号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受け取ったとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき

2 市長は、前項の規定による交付の取消しを行ったときは、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付取消書(様式第11号)により補助対象者に通知する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは合併処理浄化槽設置整備事業補助金返還通知書(様式第12号)により補助金の返還を命ずることができる。

(工事の確認)

第14条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を工事の現場において確認する。

(維持管理)

第15条 補助対象者は、浄化槽法に定めるところにより保守点検、清掃及び法廷検査を実施し、その機能が常に良好な状態で保持できるように努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表

補 助 金 額

人 槽 区 分	限 度 額
5人槽	650,000円
6～7人槽	790,000円
8～10人槽	1,000,000円
11～20人槽	1,033,000円
21～30人槽	1,720,000円
31～50人槽	2,290,000円
51人槽～	2,608,000円